

# 山形県農林水産部所管の農地地すべり防止区域及び 県管理農業用水利施設等に対する緊急応急工事に関する協定

山形県知事（以下「甲」という。）と社団法人山形県土地改良建設協会会長（以下「乙」という。）とは、災害発生時における農地地すべり防止区域及び県管理農業用水利施設等の緊急応急工事の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、地震、地すべり、大雨等の異常な天然現象及び予期せぬ事故の発生により、甲が管理する農地地すべり防止区域及び農業用水利施設、防災施設に被害が発生した場合等に備え、乙の会員は必要な建設機械、資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）を事前に確保し、甲の要請により緊急に応急工事を実施できる体制を整備することによって、速やかな緊急応急工事の着手が可能となり、被害の拡大を最小限に止めるとともに、二次災害の発生を防止し、以って地域社会への貢献を図ることを目的とする。

## （対象施設等）

第2条 業務の対象は、県が管理する別表1に掲げる農地地すべり防止区域及び別表2に掲げる農業用水利施設、防災施設とする。  
ただし、別表1、2以外の施設においても、甲乙協議の上、緊急に対応が必要と判断した場合は、対象施設とすることができるものとする。

## （業務の実施）

第3条 甲は、対象施設等が被災し、又は被災の恐れがあり、放置することにより重大な二次災害や増破を招くと判断した場合は、緊急避難措置として現地調査、工法検討並びに緊急応急工事（以下「緊急応急工事等」という。）を実施することとし、乙に出動を要請することができるものとする。

- 2 乙は、甲から出動の要請があったときは、速やかに会員の中から緊急応急工事等が実施できる会員を選定し、甲に報告する。
- 3 甲は、乙の選定した会員に対し緊急応急工事等の内容を指示するものとする。

## （業務の実施体制の報告）

第4条 乙は、実施体制及び連絡系統を別添様式1により、当該年度の4月1日までに甲に報告するものとする。  
2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時は、速やかに甲に報告するものとする。

## （建設資機材等の報告）

第5条 乙は、緊急応急工事に使用する建設資機材確保状況を別添様式2により、当該年度の4月1日までに甲に報告するものとする。  
2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時は、速やかに甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲が第3条第1項の緊急応急工事等を実施するために乙に出動を要請した場合のうち、緊急応急工事の実施が必要と判断した場合、甲は、同条第2項に基づき乙が選定した会員と遅滞なく契約を締結するものとする。

(費用)

第7条 乙の選定した会員が当該協定に基づき出動した場合のうち、現地調査、工法検討に要した費用は乙の負担、緊急応急工事に要した費用は甲の負担とする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合、乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。  
ただし、期間満了1ヶ月前において、甲、乙いずれからも改廃の意思表示がない場合は、この協定の期間を更に1年間延長することとし、以後もこの例によるものとする。

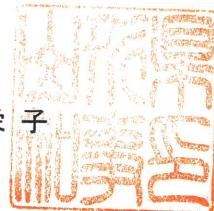
(その他)

第10条 この協定に定められない事項、又は、この協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通保有するものとする。

平成22年4月1日

甲：山形県知事 吉村美栄子



乙：社団法人 山形県土地改良建設協会  
会長 伊藤孝



別表1

## 1. 県が管理する農地地すべり防止区域 &lt;41地区&gt;

指定区域名	所在地	担当課	実施状況	備 考
蔵王堀田	山形市蔵王堀田	村山農村整備課	継続	東南村山
前丸森	上山市大字狸森	村山農村計画課	概成	"
大門	上山市大字大門	"	"	"
山口	河北町大字岩木	西村山農村整備課	継続	西北村山
下小沼	西川町大字水沢	"	"	"
大舟木	朝日町大字大舟木	"	"	"
幸生	寒河江市大字幸生	村山農村計画課	概成	"
道海	大江町大字沢口	"	"	"
市ノ沢	大江町大字本郷	"	"	"
澄又	西川町大字入間	"	"	"
中岫	西川町大字沼山	"	"	"
沼山	"	"	"	"
滝の沢	大蔵村大字南山	最上農村計画課	継続	最上
滝の沢第二	"	"	"	"
勝地	戸沢村大字角川	"	"	"
別当ヶ沢	"	"	"	"
砂子沢	"	"	"	"
マッタイ沢	戸沢村大字蔵岡	"	"	"
中田沢	戸沢村大字松坂	"	"	"
土地台	戸沢村大字神田	"	"	"
野口	戸沢村大字松坂	"	"	"
百合沢	戸沢村大字古口	"	"	"
山屋	真室川町大字差首鍋	"	"	"
小泉	新庄市大字紫草山	"	概成	"
大平	舟形町長沢	"	"	"
西又	舟形町堀内	"	"	"
水ヶ沢	大蔵村大字清水	"	"	"
角間沢	戸沢村大字蔵岡	"	"	"
谷地	真室川町大字大沢	"	"	"
大谷地	真室川町大字大谷地	"	"	"
大芦沢	鮭川村大字曲川	"	"	"
杉沢	米沢市大字築沢	置賜農村計画課	"	置賜
小滝	南陽市大字小滝	"	"	"
酒町	南陽市大字荻	"	"	"
上荻	南陽市大字荻	"	"	"
七五三掛	鶴岡市大字大網	庄内農村計画課(国営)	継続	庄内
鬼坂峠	鶴岡市大字坂野下	庄内農村計画課	概成	"
添川	鶴岡市大字添川	"	"	"
立岩	鶴岡市大字越中山	"	"	"
東岩本	鶴岡市大字東岩本	"	"	"
天狗森	鶴岡市大字たらのき代	"	"	"

別表2

## 2. 県が管理する農業用水利施設

地 区 名	施 設 名	
村山北部	新鶴子ダム	1箇所
	鶴子頭首工	1箇所
	丹生川左岸幹線用水路(沈砂池～調圧水槽)	2,752 m
	鶴巻田頭首工	1箇所
	丹生川右岸幹線用水路(沈砂池～調圧水槽)	7,516 m
米沢平野	水窪ダム	1箇所
	羽黒川頭首工	1箇所
	東幹線用水路(東西分水工～万世分水工)	3,028 m
	羽黒川導水路(頭首工～大小屋頭首工)	248 m
	大小屋頭首工	1箇所
	矢沢導水路(頭首工～ダム注水口)	1,258 m
	西幹線用水路(ダム～大樽川注水口)	13,167 m
	鬼面川頭首工	1箇所
	鬼面川右岸幹線用水路(取水口～館山分水工)	244 m
	鬼面川左岸幹線用水路(館山分水工～高山分水工)	897 m
泉田川	淞郷堰用水機場	1箇所
	導水路(取水口～吐出水槽)	2,455 m
	泉田川第2頭首工	1箇所
	桝沢ダム	1箇所
最上川中流	第1頭首工	1箇所
	導水幹線用水路	1,320 m
	馬見ヶ崎川頭首工	1箇所
	馬見ヶ崎幹線導水路(取水口～松原分水工)	378 m
	門伝用水機場	1箇所
白川	送水管(機場～門伝吐水槽)	1,993 m
	最上川取水工	1箇所
	西部幹線用水路(取水工～用水機場)	13,815 m
	小松頭首工	1箇所
	犬黒取水塔	1箇所
	犬川黒川幹線用水路(取水塔～犬川注水工)	6,781 m
最上川下流	小松導水幹線用水路(取水口～小松分水工)	520 m
	長瀬頭首工	1箇所
	長瀬幹線用水路(取水口～一本松分水工)	3,531 m
寒河江川下流	西高峰頭首工	1箇所
	白川幹線用水路(取水口～松原分水工)	7,371 m
最上川下流右岸	北楯頭首工	1箇所
	北楯大堰用水路(北楯頭首工沈砂池～北楯大堰)	4,910 m
赤川	昭和堰頭首工	1箇所
	高松堰頭首工	1箇所
	昭和堰幹線用水路(頭首工～大堰・二ノ堰分水工)	818 m
新庄	平沢用水機場	1箇所
	導水路(境川放水工～吸水槽)	713 m
	送水管路(機場～吐出水槽)	1,877 m
	草薙頭首工	1箇所
	導水幹線用水路(取水工～柳沢分水工)	23,597 m
	赤川頭首工	1箇所
新庄	赤川用水機場	1箇所
	導水路	632 m
	西1号幹線用水路(取水口～高寺分水工)	9,690 m
	東2号幹線用水路(高寺分水工～止場分水工)	6,400 m
	清水用水機場	1箇所
新庄	送水管(機場～第1吐出水槽)	365 m
	第1号幹線用水路(第1吐出水槽～第1-2吐出水槽)	10,768 m
	駒場頭首工	1箇所
	小月野用水機場	1箇所
	第3号幹線用水路(機場～第1吐出水槽)	970 m

## 3. 防災施設

施設名	施設諸元等	
銀山ダム	構造：コンクリート重力式ダム 堤高：21.3 m 堤長：60 m 有効貯水量：64千m <sup>3</sup>	1箇所
新鶴子防災ゲート	ガーテー型式フラップゲート1門 H 1.6 m × B 1.7.0 m	1箇所